

# 平成24年第2回甲良町議会臨時会会議録

平成24年4月19日（木曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定について
- 第4 諸般の報告
- 第5 議案第28号 契約の締結につき、議決を求めることについて（総合行政情報システム機器更新業務委託）
- 第6 議案第29号 平成24年度甲良町一般会計補正予算（第1号）
- 第7 請願第2号 「こんな時に消費税増税は行わないこと」との意見書の提出について

## ◎会議に出席した議員（12名）

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 阪東佐智男 | 2番  | 野瀬欣廣 |
| 3番  | 西川誠一  | 4番  | 濱野圭市 |
| 5番  | 丸山光雄  | 6番  | 木村修  |
| 7番  | 藤堂一彦  | 8番  | 丸山恵二 |
| 9番  | 金澤博   | 10番 | 山田壽一 |
| 11番 | 西澤伸明  | 12番 | 建部孝夫 |

## ◎会議に欠席した議員

なし

## ◎会議に出席した説明員

|        |      |        |       |
|--------|------|--------|-------|
| 町長     | 北川豊昭 | 教育長    | 堀内光三  |
| 総務課長   | 大橋久和 | 会計管理者  | 山本昇   |
| 教育次長   | 金田長和 | 税務課長   | 上田和光  |
| 企画監理課長 | 中山進  | 人権課長   | 奥川喜四郎 |
| 水道課長   | 茶木朝雄 | 産業課長   | 米田義正  |
| 建設課長   | 若林嘉昭 | 住民課長   | 中川愛博  |
| 保健福祉課長 | 川嶋幸泰 | 社会教育課長 | 池田弥太郎 |
| 総務課参事  | 中川雅博 |        |       |

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 陌間 忍 書 記 宝 来 正 恵

(午前10時50分 開会)

○**建部議長** ただいまの出席議員数は12人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成24年第2回甲良町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 議席の指定を行います。

今回、繰り上げ補充により当選された方の議席に関連し、会議規則第4条の規定によって、議席の指定および変更をいたします。議席はお手元に配布いたしましたとおりであります。

次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番 西澤議員および1番 阪東議員を指名いたします。

次に、日程第3 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○**建部議長** ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

次に、日程第4 諸般の報告をいたします。

委員会条例第7条第1項の規定により、欠員となっておりました総務民生常任委員会委員および予算・決算常任委員会委員に丸山光雄議員、議会運営委員会委員に藤堂一彦議員、議会改革特別委員会委員に丸山光雄議員を補充いたしますので、報告をいたします。

これより、町長のあいさつ、行政報告および提案説明を求めます。

町長。

○**北川町長** 本日、平成24年第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところ全員の出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

平素は、町政全般にわたりまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

ここで若干の行政報告をさせていただきます。

去る3月16日に1名の欠員が生じたことにより、3月28日に甲良町議会議員一般選挙の選挙会が開催され、丸山光雄さんが繰り上げ当選されました。まことにめでとうございます。甲良町発展のためにご尽力のほどをよ

ろしくお願いいたします。

次に、4月1日付で人事異動をさせていただきました。今回の異動は、数年後の大量退職によることを勘案し、昇格または異動をさせていただきました。議員各位にはご理解をいただきたいと思います。

それでは、本日提案をさせていただきます案件について、その概要を説明申し上げます。

議案第28号は、現在使用している電算システムは、平成18年度にリース方式として導入して業務を開始していましたが、その保守契約期間である5年が終了したので、新たに電算システムを更新するものであります。

議案第29号は、古河ASの工場拡張に伴う発掘調査に関する費用であります。

以上、簡単ではございますが、本日提出いたしました案件について、その概要を申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決および同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案説明といたします。

○**建部議長** 次に、日程第5 議案第28号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第28号 契約の締結につき、議決を求めることについて（甲良町総合行政情報システム機器更新業務委託）。

上記の議案を提出する。

平成24年4月19日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

企画監理課長。

○**中山企画監理課長** 議案第28号 契約の締結につき、議決を求めることにつきましてご説明をさせていただきます。

甲良町総合行政情報システム機器更新業務委託について、下記のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

記。

1、契約の目的。甲良町総合行政情報システム機器更新業務委託。

2、契約の方法。随意契約。

3、契約の金額。9,240万円。

4、契約の相手方。住所、京都府京都市上京区千本通元誓願寺上る南辻町369-3。氏名、株式会社ケーシーシー情報システム代表取締役、西垣

亨氏でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

西澤議員。

○**西澤議員** 2点ございます。その2点はそれぞれ関連をすと思いますが、ご回答をお願いします。

1つは、随意契約ですので、他社との競争、つまり予算の効率的な執行という自治法の基本的な精神から見ても、随意契約となっています。地方自治法には確かに競争によらない場合も規定を、今、企画監理課長が言われましたように定められています。そこで、客観的な判断ができるというのは、状況をよくご存じな行政側はわかると思いますが、町民的にはやはり他社との比較を見て、例えばこの倍かかるんだと、ないしは1.5倍かかるというのが客観的にわかる必要があります。そういう点で、他社との見積もりは、どういう状況であってもやはり相見積もりをとって、それで随意契約に入るという手続が必要かと思いますが、それは今回どういうようにされたのか、どういう判断をされたのかと、これが1つです。

それから、2つ目は、町の財務規則第20条に随意契約の限度額が定められています。そして、その後に、契約の性質上その必要がないと認めるときはこの限りでないと、ここでもその性質上必要がないと認めるときはというのは行政側が必要がないという判断をするわけですが、町民的にはその競争じゃなくて明らかにこの方が効率的、そして行政にとっても有利だということがあるんだというように判断されたわけですが、20条との関係、この最高額、工事額で130万を超えた金額は随意契約ではない、つまり限度額が定められています。それで、2つ目の質問は、そのことと併せて、この20条にあります財産の買入れや工事額、それから物件の借入れではないわけですが、この中のどれに当てはまるのか、ご説明よろしく願いします。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中山企画監理課長** 今ご質問の点については2点ですけれども、ご質問の中にありましたように関連ということで、随時、前後するかもわかりませんが、ご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、随意契約に関しての条例制定の中では、今ほどありました地方自治法の方に定めがございます。その細部運用につきまして、地方自治法の施行令という令がございます。その中に167条の方に今の件の具体運用の内容がございます。今回適用させていただきしたのは、地方自治法施行令第167条の2第1項、その中に9項目ほどの項目がございますけれども、

その中の2号という項目の中に、性質、目的が競争入札に適さないというような部分で対象にさせていただいておるものでございます。

それと、前段ありました、この契約にあたっての業者選考にあたっての内容でございますけれども、実はこのシステムにつきましては甲良町の行政の基幹を持っております住民情報、例えば住基、税の関係、福祉の関係、すべての組織、また財政関係のシステム等、ほかにも多々、甲良町の行政運営をするにあたって根本的な内容となっております。少しでも不安があることはいけないというような根本的な基幹でございます。これにつきましては多額の金額がかかりますし、西澤議員言われるように、通例ですとプロポーザル方式での検討ということになるかと思えます。

ただ、今回のシステムにあたりましては、特に今、5年間、6年間運用してきた中で、甲良町のこの基幹システムを運用するにあたり大きな問題はない、ただ、保守期間が切れて老朽して部品等が不足しているというような部分もございましたし、短期間で更新できる、また、今運用のシステムのおおよそ操作についてもそのままいけるというような状況もございました。したがって、期間的なことも含めて、この業者しかないであろうと。

ただ、他社との比較をするにあたりましては、前回、プロポーザルによりまして平成17年度にやっております。基本的には同じような趣旨、検討でございますので、そのときの内容等を加味いたしまして、見積もりを徴したところでございます。その見積もりにあたりまして、細部、業者の方と数回、トップを交えての交渉の中で妥当な金額を出したというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○**建部議長** ほかに。

西川議員。

○**西川議員** 3番 西川です。ちょっと当初のことがわからないので、先ほどお聞きしたところ買い取りだということをおっしゃいましたので、ちょっとお聞かせ願います。

当初、5年前ですか、それをやられたときの総額は幾らであったのかということと、それと、当初はリース契約、5年で完了するものなのかどうか、延長していくというような条件が入っていたのかどうかということと、買い取りということになってしまいますと、中古品の買い取りだということで、それなりの金額になっているんだと思うんですが、これをすべて新しいものにやった場合幾らかかるのか。今までの支払ってきた金額だということになってくるんだと思うんですが。新しいものにする場合でしたら、複雑な内容が、ちょっと私もコンピューターのことはよくわかりませんが、入札業務に

すれば新しい人が入ってきた場合、1円入札というやつもあったわけですから、そういうようなものが利用できなかったのかどうかということと、ちょっとお聞かせ願いたい。

○建部議長 企画監理課長。

○中山企画監理課長 前回、17年度につきましては、概数でございますけれども、約1億5千万かかっております。今回もまるっきり仕様が一緒かというのと、多少の内容は異なりますけれども、当初、1億3千万ほどの見積もりがあったというものでございます。

それと、リース契約。今回の契約内容につきましても、リースで行うか買い取りにするかという議論につきましては、昨年度から協議されております。リースと申しましても、実質分割払い的な要素が多く含まれるリースでございます。したがって、前回のものにつきましても、5年間のリース契約終了後には提供を受けて、それを活用しているというような状況での運用をしていたものでございます。

今回は、当然、リース契約と買い取り契約の場合、同じ内容、趣旨ではございますけれども、金額に相違が出てまいります。今回はそのお金の捻出にあたりまして、特に安価でいける、また、何とか金の工面ができるという中での判断に至ったというふうに認識しております。

それと、バージョンアップ等、それぞれ同じソフトを使いましても内容も変わってまいります。機械本体につきましても、そのまま使うということやなしに、もう入れかえということになりますので、今回全部入れかえる。ただ、一部もう既に使えなくなった机上のパソコン等につきましては、一部変わっておる部分もあるんですけれども、そういう内容が仕様の関係でちょっと変わっておりますけれども、基本的には古いものは出して新しいものにと、それで随契とのかかわりもありますけれども、他社も同じようなことは当然可能ではありますけれども、移行期間なり、操作方法なり、内容の開発・整理なり、貴社の今現在の内容でそのまま運用するというようなことはできませんので、その部分での若干特殊性が出てきて、安価で短期間ということで、既設のリース会社をお願いしたというような経過と認識しているところです。

以上です。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この契約について賛成討論を行います。その賛成にあたって、情報システム機器、IT機器の契約の相手である企業については、この企業に特定できませんけども、それぞれのメーカーにしろ、それから代理店にしろ、格安で入札をとり、その後の維持管理、そして次の更新で利益をねらうというのが企業戦略となっています。これは誰もが否定できない企業戦略の1つであります。

西川議員もいみじくも言われましたが、1円入札、県下でも話題になりました。入札をとって、その後の維持管理で十分な利益を上げていくということでもあります。その点から見たら、行政が町民の財産を預かる、そういう税金の使い方を公平に行っていくという管理からすれば、その問題は非常に慎重に扱っていく必要がありますし、競争入札を前提にした財政運営、それから、予算の編成がされている中での特例ということで地方自治法でも、それから町の財務規則でも定められているところでもありますので、その点を十分心得て、当初の初期契約の段階で十分にその企業の状況、それから、その後のメンテナンス、維持管理、これらが公平に公正に扱われるかということを吟味していただいて契約に臨んでいただきたいことを申し添えて、賛成討論とします。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第29号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第29号 平成24年度甲良町一般会計補正予算(第1号)について。

上記の議案を提出する。

平成24年4月19日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○大橋総務課長 それでは、議案第29号についてご説明いたします。

平成24年度甲良町一般会計補正予算（第1号）。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ414万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を37億7,114万7,000円とするものでございます。

1ページの第1表をお願いします。

歳入。19款。補正額414万7,000円。歳入合計、補正前の額37億6,700万円、補正額414万7,000円、計37億7,114万7,000円。

2ページをお願いします。

歳出。10款 教育費。補正額414万7,000円。歳出合計は歳入額と同額でございます。

よろしくをお願いします。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決するすることに賛成の方はご起立をお願いします。

（賛成者起立）

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7 請願第2号を議題といたします。

本請願につきましては、西澤議員が紹介議員となっておられますので、西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

それでは、お手元の請願書について、読み上げて提案にかえさせていただきます。

甲良町議会議長、建部孝夫殿。

2012年4月11日。

請願団体。

団体名、彦根民主商工会。

住所、彦根市長曾根南町485番地、西銀座ビル2F。

代表者、会長、大久保信夫。

紹介議員は2人であります。

「こんな時に消費税増税は行わないこと」との意見書の提出を求める請願書。

請願趣旨。

野田政権は、消費税の税率8%を経て段階的に引き上げ、2015年10月から10%にする消費税増税法案を閣議決定しました。これに対し「こんな暮らしが大変なときに増税は困る」「この不景気の時に10%なんてとんでもない」との不安の声が渦巻いています。その結果マスコミの洪水のような「消費税の増税不可避」との宣伝にもかかわらず、世論調査では「社会保障財源としても消費税増税反対」が「賛成」を上回っています。「こんな時に消費税10%増税すべきでない」は、今や国民の声です。

貴議会においても「こんな時に消費税10%増税はすべきでない」との立場から、政府に意見書を提出して頂きたく請願するものです。その理由は以下の通りです。

第1は、関連法案の閣議決定に至る過程で政府・民主党幹部が「低所得者への現金給付で還元」を口にせざるを得ないように、消費税は低所得者ほど負担が重い逆進性の強い税金です。

「年収200万円以下」のワーキングプアが1000万人を超え生活保護受給者数が過去最悪を記録し続けるなど、逆進性の強い消費税を引き上げることは益々、貧困と格差が深刻になります。

第2は、消費税が3%から5%になった1997年は景気が上向いている時でしたが増税後個人消費は落ち込み続け20年におよぶ不況になりました。税率引き上げ後、消費税収は5兆円増収となりましたが、税収全体は14兆円も減収となりました。今回は深刻な不況が続いている中での5%から10%への増税でGDPの60%を占める個人消費が落ち込み大不況になることが必至だからです。中学3年生の公民の教科書でも「デフレ不況からの脱出は税金を下げる」と教えています。

第3は、今でも苦難を強いられている東日本大震災で被災された方々にも容赦なくのしかかり、家や工場など失った被災者の生活再建に大きな負担を強いる過酷な税金になるからです。

第4は、消費税は5%の今でも価格に転嫁できない中小業者にとっては身

金を切って納税する過酷な税金になっており、近畿では税金滞納額の半分を消費税が占めているほどです。消費税10%が中小業者をいっそうの営業困難や廃業に追いやることは必至で、地域経済や地域社会の一層の疲弊につながるからです。甲良町は小規模の建設業者が多い地域でもあり消費税が価格転嫁できず身銭を切って納税するという事態が生じています。

請願事項。

「こんな時に消費税増税は行わないこと」との意見書を地方自治法99条の規定にもとづいて、関係省庁に提出されたい。

以上です。

加えて、私からのお願いというか、意見を述べさせていただきます。

1つは、全協の場でも言いましたように、それぞれの立場がありますが、消費税の増税を今すべきでないというのは非常に大きな流れとなっています。その点で、それぞれの議員の皆さんの立場があると思いますが、この請願趣旨にもありますように、こういう時期に行わないということをぜひ声を上げていただきたいと思います。

同時に、この財源の問題という点でいろいろな角度が報道されています。しかし、消費税に頼らなくても十分にいけるという試算も経済学者からも出ています。そのところをお酌みいただきたいというふうに思います。

2つ目は、日本経済の回復の下支えを土台から壊すことになってきます。この請願趣旨にもありますように、個人消費が60%を占めます。そして、中小企業の設備投資も大きな比重を占め、2割近くを占めています。こういう経済統計から見ても、消費税の5%から10%へ引き上げること自体が逆行をすることになります。

民主党の中のもめごとが報道されています。消費税の増税法案について、民主党の討論、準備の段階が報道されました。これ自体も、増税の立場は変わりませんが、今実施すべきかという点で疑問が呈されて、世論の反映だというように思います。そういう点でこの請願趣旨をお酌みいただいて、ぜひとも請願趣旨に賛同いただけることをお願い申し上げまして、提案説明とかえさせていただきます。

○建部議長　　ここでお諮りします。

これより審査願います請願第2号につきましては、会議規則第92条第2項の規定によりまして、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長　　ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

木村議員。

○木村議員 1点お願いしたいと思います。題目に「こんな時に消費税増税は行わないこと」というふうに書かれておるわけですが、「こんな時に」というのは今日このごろのことを言うのか。あと、2015年10月から10%にするというような報道があるわけですけど、その前段で、たしか14年の4月だったと思うんですが、8%というような報道もございましたので、いわゆる「こんな時に」ということをちょっとお聞きしたいと思います。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 「こんな時」の意味合いであります。木村議員の疑問に合うかどうかわかりませんが、1つは、東日本大震災の被災がまだまだ深刻な状況で、立ち直りの見通し、立ち直りの峠を越えるような状況でなかなか、ほど遠いという現状があります。そういう中で、被災地にも、これ、配慮をすべきところを、その地域限定というのも論議がありました。しかし、それは日本全体でカバーするということで、被災地の方にも消費税の8%であろうが10%であろうが、3%、5%の増税になります。そういうことは今踏み切るべきでないという意味です。

もう一つは、リーマンショック以来の日本の経済の状況を見ているというように思います。リーマンショック以来の日本の経済、確かに部分的には輸出のところ、伸びたというのがありますが、輸出についても特定の一部の企業の景気回復です。そういう点から見ても、国民の懐のぐあい、国税庁や総務省の発表でも200万以下の所得の方が1,000万人を突破したと。統計によっては1,200万を突破したという統計もあるぐらい、統計上にあられもない貧困層がある。こういう中で、大量の税金を低所得者から取る。消費税というのは所得のない者、つまり、お小遣いをもらって子どもが買い物するときなども全部かかってくるわけですから、そういう点で、この「こんな時」という意味合いを指しているんだというように思います。

以上です。

○建部議長 ほかにありませんか。

山田議員。

○山田議員 10番 山田です。先ほど、消費税が上がるのは大変や、それは厳しいかもわかりませんが、先ほど、消費税を上げるかわりに隠れた財源が、これはある学者がおっしゃっているということですけど、具体的にどのような財源が国にはあるのか、ご説明願いたいと思います。よろし

くお願いします。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 山田議員のご質問にお答えします。

1つは、私の知っている範囲ですが、10億円以上の企業の内部留保金、これが伸び続けています。現在266兆円、これがすぐに現金に還元できるわけではありませんが、60兆円は、すぐに内部留保金というのは還元できるというのが経済に通じておられる方の見解です。266兆円というのは4年前と比べても9兆円増収になっています。それが1つです。

もう一つは、巨大企業、これも10億円以上の企業であります。実質税率が下がり続けています。つまり、法人税の税率に対して、研究費控除、それから、さまざまな控除額があります。その控除を差し引いて、残りの剰余金に税率がかかる仕組みになっていますので、その通常の剰余金、企業の利益に課税をすれば、法人税の名目税率ですけども、この控除額を差し引いた後にかかりますので、その実質税率が下がってくるということになります。ですから、法人税の実質税率を維持するというのが大事であります。

財源のもう一つは、無駄な財源です。これは端的に言われていますので、民主党政権が政権についたとき、八ッ場ダムの廃止を明言しました。これは6,000億、7,000億の事業であります。これは継続をするということで、いったん民主党の政権で無駄だということがマニフェストにも書かれ、廃止をするということにもかかわらず、無駄はそのままに続けていくということですので、これは間違いだろうというように思います。

もう一つ、無駄の中には幾つもの私どもも思っています。政党助成金300億円、それから、米軍の予算、これ、2,000億、ずっと続けられています。この点は議論の展開がありますけども、経済の活力、経済の状況をしていくなれば、当たり前にかかってくるべき税金をきちんと課税するところから踏み込ませる上でも広く薄くというのが先行して、国民が何か公平に分担を、現在5%の税率を負担しているように見えますけども、大企業というのは戻し税があります。それから、価格に全部転嫁することができますので、そのものが不公平になっていますので、これは改めるべきだというように思っています。

以上です。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 賛成討論を行います。

今、こういう、さっきの世間が大変なときに増税するということは、企業自体も衰退していくのではないかというおそれがあります。そして、今、うちの村でもこういった交通災害共済の加入者を募っていますが、こういうわずか1人500円ですけど、入る人が非常に少ない。貧困の差が大きい。そういった意味で、こういう低所得者に対しても消費税がかかるということは大きな負担になりますので、10%増税は反対して、この請願書の方に賛成いたします。

○建部議長 藤堂議員。

○藤堂議員 賛成討論をさせていただきます。

この中身の難しいことは私にもわかりませんが、今この時期に何でせんらんのかという問題で、今、消費税も大事ですけども、衆議院の解散問題、そういったものが目の前にちらついているにもかかわらず、こうした時勢の時期を決めるということに対しては、私は反対したい。先に衆議院の解散をし、新たな衆議院の中で議論をして、そして、この時期を決めるべきであると思います。

以上です。

○建部議長 ほかにありませんか。

阪東議員。

○阪東議員 1番 阪東です。結果的には一応賛成討論という話になるんですけども。基本的には増税というふうな形のもので、今の民主党の施策については、社会保障と税の一体化と言いながら、まだまだそういう先が見えてこない。これが8%、10%で済むかというふうな形はわからないということで。目的があって税を徴収するというふうな形になってこようかと思うんですけども、もう試算ばかりで、試算系の消費税の増税というふうな形ばかりが論議されているというふうな形は、非常にやはり施策としても残念なところだと思います。

したがって、要は消費税を上げるというふうなことについては、いずれ出てこようかと思えますけれども、今現在の段階としては、まだまだうかつにそういうふうな上げていくというふうな形については賛成もできないし、今のところは増税を行わないというふうなところで賛成討論としたいというふうに、こう思っております。

○建部議長 西川議員。

○建部議長 3番 西川です。反対討論をさせていただきます。

消費税だけがとらまえられているんですが、社会保障という問題が生まれております。社会保障が今現在、約100兆円になろうとしているようです。

が、その中に、中身は年金、医療、介護、子育て等に充当するという形で来ているわけです。甲良町の場合におきましても、介護保険が滋賀県で県下一になってきているわけですから、そういう意味からいきましても、財源がないことにはやはり賄い切れないという形の問題もありますし、私はこの点に關しましては反対させていただきます。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、請願第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本請願を採択することに賛成の方は、ご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立少数であります。

よって、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

最後に、町長のあいさつがあります。

町長。

○北川町長 閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げます。

本日の臨時議会におきまして提案をさせていただきました電算システムの契約の議決ならびに一般会計の補正予算、両議案とも全員の皆様のご理解をいただきまして可決をしていただきました。大変ありがとうございました。

特に電算システムにつきましては、従来リース方式でシステムを導入しておりましたが、今回は買い取りというふうなことでございます。非常に随意契約の問題も議論をいただきました。当初、随契についてはどうかというような思いはございました。しかし、担当課が説明しましたように、かねてから今までのデータをすべて含めてケーケーシーさんに依存をしているというような経緯から、なかなかそれをいきなりこの相見積もりなり、あるいはプロポーザルなりに変更するということが非常に難しいというようなことがございました。

最初、昨年買い取りについての値段の提示もございました。消費税抜きで1億3,000万というような金額からスタートしました。これは私が腹をくくってトップで値引き交渉をせないかなというような思いもございまして、昨年の年内にとりあえず1億を切ってもらいたい、でないとならぬとしても財源がわからないというようなことから、そういうお話からスタートして、最終、2月の予算編成の段階でそのことが決定して、一応9,975万

というような予算も組ませていただきました。これは税込みでございます。

が、しかし、このままじゃだめだというようなことから、この一般会計の当初予算で予算が仮に通っても、今日の契約議決で予算が通らない場合も出てくるというようなことから、もっと頑張ってくれというようなことで、それから数回にわたって交渉もいたしまして、最終的には税引きで8,800万というような値段が提示され、これではもう少し何とかしてくれ、8,500万にならんかというような話もさせていただいたら、ケーケーシーの方は、どうぞよその業者でしてくださいというようなことで、話がこれはもう限界かなというようなことから決定をさせていただいた経緯がございます。

これは町民の皆さんから貴重な財源を税金として納めていただけてもらっている以上、少しでも安い価格でしっかりした機能で電算システムが稼働するということが前提でございますので、今回もそういう意味では、5年のいわゆる償却ということで考えれば、1年1,750万という金額になろうかと。これはリースに比べたらかなり安くなるのではないかなというような思いもいたしております。どうぞご理解をいただきたい、このように思いますし、古河ASさんについては、3月にすべて、農地転用の許可も全部いただきました。そのことから、造成工事に入れるというような形ができました。しかし、発掘調査というような指示が出たので、その分、若干遅れるのではないかなというような思いをしておりますが、将来的に古河ASさんがここを拠点として、本社機能として操業をしていただける、そういう体制づくりはできたかなというような思いをしておりますので、今後はこの人口減に、古河ASさんあたりが従業員も倍以上に増やしていただけるという将来構想もございますので、そういう中で甲良町としても定住してもらえよう、そういう環境づくりも進めていかなければならないかなというような思いもいたしております。そういう意味では、議員の皆さんにもいろんな形でご提案なりもいただけたら大変ありがたいというような思いをしております。

いよいよ4月も終わりになってきまして、ゴールデンウィーク、農繁期の真っ最中になろうかと思いますが、農地を抱えておられる議員さんは大変連休の間も忙しいこととは思いますが、連休にかけて行政の方もいろんな行事もございますので、それぞれお立場もございますが、積極的に参加の方もしただけいたら大変ありがたいと、このような思いをしておりますので、今後とも健康に留意して議会活動に頑張ってくださいをお願い申し上げます。簡単ですがあいさつとさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○建部議長 これをもって、平成24年第2回甲良町議会臨時会を閉会いたし

ます。

ご苦労さまでございました。

(午前 11 時 40 分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 建 部 孝 夫

署 名 議 員 西 澤 伸 明

署 名 議 員 阪 東 佐智男